

美祢市病院等事業医療廃棄物収集・運搬及び処分業務委託仕様書

1 基本方針

この仕様書は、美祢市立病院及び美祢市立美東病院（以下「病院」という。）の医療廃棄物の収集・運搬及び処分業務を委託するための仕様の概要を示すものであり、受託者は業務の遂行に当たり、病院の公共性及び特殊性を認識し、この仕様書に示されていない事項であっても作業の性質上、当然しなければならない業務は勿論のこと軽微と思われる業務についても、病院担当者の指示に従い契約金額の範囲内において相互協力して実施するものとする。

2 業務の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、病院が排出する医療廃棄物の収集・運搬及び処分を適正に処理することを目的とする。

3 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間、長期継続契約）

※ ただし、期間内に、施設の建て替え等により公共の用に供することができなくなった場合、又は、契約に定める事項に違反又は履行を怠った場合は、期間中であっても解約することができる。

※ この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算の減額又は削減があったときは、委託者は、この契約を変更又は解除することができる。

この場合、受託者は、契約を変更又は解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を委託者に請求することができない。

4 受託条件

- (1) 受託者は、廃棄物処理法その他関係法令を遵守し、適正に収集・運搬及び処分（溶融）を実施すること。
- (2) 受託者は責任者を明確にすること。
- (3) 業務の再委託は認められない。
- (4) 収集・運搬事業者及び処分事業者は、それぞれ特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の山口県知事等の許可を得ている事業者であること。
- (5) 病院から要請があった場合、処分場所及び処分方法の確認（立ち会い）をさせること。

5 履行場所（対象施設）

- (1) 美祢市立病院【美祢市大嶺町東分 11313 番地 1】
- (2) 美祢市立美東病院【美祢市美東町大田 3800 番地】

6 業務内容等

- (1) 業務内容は次のとおりとする。

- ア 各病院の医療廃棄物の収集・運搬及び処分（溶融）
- イ 病院の医療廃棄物保管庫における回収及び計量を実施し、manifest の発行を行うこと。
- ウ 各病院のmanifestとの確認のため、産業廃棄物管理票交付等状況報告書に係る集計データを提出すること。

- (2) 収集日及び回数

収集日・回数については、週 2 回以上とし、それぞれ土・日曜日を除く病院の指定した日とする。

【現行では両病院とも毎週月・水・金曜日（祝日を含む）】

ただし、年末年始等の長期の連休中においては、病院と協議のうえ収集・運搬し、収集・運搬した医療廃棄物は、適正に処分場に持ち込むこと。

- (3) 収集見込量

- ・医療廃棄物の年間排出量及び使用容器の年間使用数の見込みは、次のとおりとする。
- ・使用容器は、必要数を収集日に納入すること。
- ・スタンドは、下記台数分を設置すること。ただし、現在、使用しているスタンドがそのまま使用できる場合は、使用可とする。

ア 美祢市立病院

- ・感染性医療廃棄物 年間 33,000kg/年
- ・使用容器
 - 70 リットルペール缶 150 個/年
 - 50 リットルペール缶 5,000 個/年
 - 20 リットルペール缶 3,600 個/年
 - 50 リットルダンボール箱 4 個/年
- ・スタンド
 - 70 リットルペール缶用 2 台
(既存 2 台)
 - 50 リットルペール缶用 31 台
(既存 29 台 更新 2 台)
 - 20 リットルペール缶用 43 台
(既存 42 台 追加 1 台)
 - 50 リットルダンボール箱用 1 台
(既存 1 台)

イ 美祢市立美東病院	
・ 感染性医療廃棄物	年間 22,200kg/年 (訪看 200kg 含む) (うち検査廃液 750ℓ/年)
・ 使用容器	50ℓペール缶 1,000 個/年 20ℓペール缶 610 個/年 (訪看 10 個含む) 3.8ℓ液体用ポリ容器 (検査廃液用) 20 個/年 50ℓダンボール箱 3,500 個/年
・ スタンド	50ℓペール缶用 35 台 (既存 35 台) 20ℓペール缶用 23 台 (訪看 1 台含む) (既存 23 台)

6 入札額

入札書に記載する金額は次のとおりとする。

- (1) 感染性医療廃棄物 (おむつ、検査用廃液含む) の収集運搬及び処分に係る経費とし、使用容器・袋代を含む。
- (2) スタンドの交換が必要な場合は、当初 1 回のみ受託者の負担とし、入札額に加えること。委託期間中の破損等による交換、追加は、発注者の負担とする。
- (3) 1 kgあたりの単価 (税抜) を記入するものとする。

7 作業員の配置

受託者は、本委託業務を十分に遂行できる能力を有する作業員を適正に配置するものとする。また、委託期間中における作業員の異動は、原則として行わないこととし、作業員 (予備員を含む) の名簿を提出し、病院担当者の承認を得ること。やむを得ない理由で異動する場合は別途協議し、事前に承認を得ること。

8 使用機器・材料

委託業務に使用する機械・器具は、全て受託者の負担とする。

9 損害の負担

業務の実施によって生じた損害は、受託者の負担とする。

ただし、その損害の発生が病院の責めに期すべき事由による場合はこの限りではない。

10 守秘義務

業務遂行上知り得た患者等の情報及び病院の情報・秘密について、決して他に開示または漏らしてはならない。

11 一般注意事項

作業員は、患者等病院利用者等に対しての言動に注意し、病院に対する信用を損ねることのないよう秩序ある態度で業務の遂行に当たること。